

魚津市告示第125号

魚津市訪問型サービスA実施要綱の一部改正について
 魚津市訪問型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第25号）の一部
 を次のように改正する。

令和4年10月20日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 訪問型サービスA費Ⅰ	1月に12回までのサービス	1回につき	201単位
ロ 訪問型サービスA費Ⅱ	1月に13回を超えるサービス	1月につき	2,613単位
ハ 初回加算		1月につき	200単位
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×137/1,000
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×100/1,000
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位×55/1,000
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位×63/1,000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位×42/1,000
ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき	所定単位×24/1,000

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第

140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。